

第7回 天竜川流域委員会

議 事 次 第

日時：平成20年7月25日(金) 13:00～16:30

場所：名古屋国際センター ホール（別棟）

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

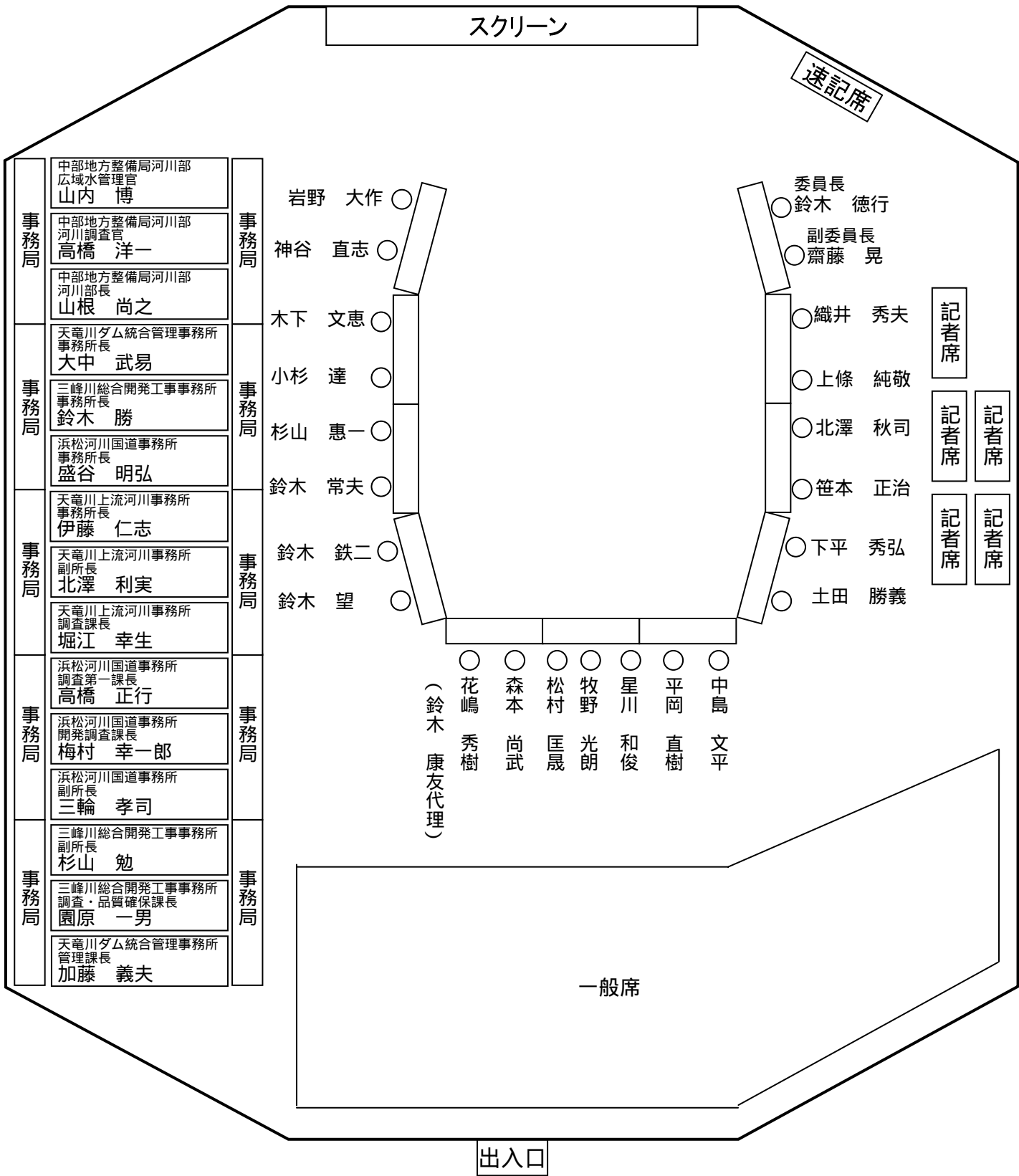
(1) 第6回天竜川流域委員会議事要旨の確認

(2) 天竜川水系河川整備計画原案について

(3) 今後の進め方について

4. 閉 会

第7回 天竜川流域委員会 配席図



第7回天竜川流域委員会 出席者一覧表

役 職	氏 名	所 属 等	専 門 等
委員長	すずき のりゆき 鈴木 徳行	名城大学 名誉教授	河 川
副委員長	さいとう あきら 齋藤 晃	東海大学 名誉教授	河 川 ・ 海 岸
委員	いわた だいさく 岩野 大作	天竜川漁業協同組合 理事	漁 業
	おりい ひでお 織井 秀夫	三峰川みらい会議 代表	地 域 ・ ま ち づ くり
	かみじょう よしゆき 上條 純敬	天竜川漁業協同組合 代表理事 組合長	漁 業
	かみや ただし 神谷 直志	(元)静岡県余暇プランナー	地 域 ・ ま ち づ くり
	きした ふみえ 木下 文恵	特定非営利活動法人 浜松NPOネットワークセンター	地 域 ・ ま ち づ くり
	きたざわ しゅうじ 北澤 秋司	信州大学 名誉教授	砂 防 ・ 治 山
	こすぎ さとし 小杉 達	竜洋町史編纂委員	地 域 文 化 ・ 民 俗
	まさもと しょうじ 笹本 正治	信州大学 人文学部 教授	水 文 化 ・ 歴 史
	しもだいら ひでひろ 下平 秀弘	弁護士	地 域 ・ ま ち づ くり
	すぎやま けいいち 杉山 恵一	富士常葉大学 保育学部 特認教授	植 物
	すずき つねお 鈴木 常夫	磐田用水東部土地改良区 理事長	農 業 用 水
	すずき てつじ 鈴木 鉄二	熊野振興会 代表	地 域 ・ ま ち づ くり
	すずき のぞむ 鈴木 望	磐田市市長	地 域 施 策
	すずき やすとも 鈴木 康友	浜松市長 (代理:副市長 花嶋 秀樹)	地 域 施 策
	つちだ かづし 土田 勝義	信州大学 名誉教授	植 物
	なかじま ぶんべい 中島 文平	砥川を愛する会 会長	地 域 ・ ま ち づ くり
	ひらおか なおき 平岡 直樹	南九州大学 環境造園学部 教授	景 観
	ほしかわ かずとし 星川 和俊	信州大学 農学部 教授	農 業 用 水
まきの みつお 牧野 光朗	飯田市市長	地 域 施 策	
まつむら まさあき 松村 匡晟	全日本錦鯉振興会 副理事長	魚 類	
もりもと なおたけ 森本 尚武	信州大学 名誉教授	昆 虫 類	

(50音順 敬称略)

欠席

役 職	氏 名	所 属 等	専 門 等
委員	いたい たかひこ 板井 隆彦	静岡県立大学 食品栄養科学部 准教授	魚 類
	いわほり けいすけ 岩堀 恵祐	静岡県立大学 環境科学研究所 教授	水 質
	おきの ときお 沖野 外輝夫	信州大学 名誉教授	水 質
	きみや けんじ 木宮 健二	学校法人 常葉学園 理事長	農 業 用 水
	さとう しんじ 佐藤 慎司	東京大学大学院 工学系研究科 教授	海 岸
	すずき ひでき 鈴木 英樹	天竜川砂利事業協同組合 顧問	地 域 経 済
	つじもと てつろう 辻本 哲郎	名古屋大学大学院 工学研究科 教授	河 川
	つづみ ひさし 堤 久	天竜川総合学習館 教育担当指導員	植 物
やまだ かつみ 山田 勝文	諏訪市長	地 域 施 策	

天竜川流域委員会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、天竜川流域委員会（以下「委員会」という。）の設置について必要事項を定めるものである。

(目的及び設置)

第2条 委員会は、天竜川水系河川整備計画（案）の策定にあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨に基づき、学識経験を有する者が河川に関する意見を述べることを目的として、国土交通省中部地方整備局長（以下「局長」という。）が設置する。

(組織等)

第3条 委員会の委員は局長が委嘱し、別紙のとおりとする。

2. 委員の任期はそれぞれ2年とし、再任を妨げないものとする。
3. 委員の代理出席は、原則として認めない。ただし、行政機関に所属する者については、この限りではない。
4. 委員会は、必要に応じて臨時に委員以外の学識経験を有する者を招聘することができる。

(委員会)

第4条 委員会には、委員長、副委員長を置くこととし、委員長、副委員長は別紙のとおりとする。

2. 委員長は委員会の議事を進行する。
3. 委員長に事故があるときは、副委員長が代行する。
4. 会議の招集・開催は局長が行う。
5. 委員は、書面で意見を述べることができる。

(情報公開)

第5条 委員会の会議、会議資料、議事内容については、特定の個人及び団体の利害に関わるものを除き、原則として公開とする。

2. 会議資料及び議事内容の公開方法については、委員会でこれを定める。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所及び浜松河川国道事務所に置く。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、全委員総数の過半数の同意を得て、これを行うものとする。

(雑則)

第8条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会においてこれを定める。

付 則

(施行期日)

この規約は、平成20年5月29日から施行する。

別紙

天竜川流域委員会 委員名簿

役 職	氏 名	所 属 等	専 門 等
委員長	すずき のりゆき 鈴木 徳行	名城大学 名誉教授	河 川
副委員長	さいとう あきら 齋藤 晃	東海大学 名誉教授	河 川 ・ 海 岸
委 員	いたい たかひこ 板井 隆彦	静岡県立大学 食品栄養科学部 准教授	魚 類
	いわの だいさく 岩野 大作	天竜川漁業協同組合 理事	漁 業
	いわほり けいすけ 岩堀 恵祐	静岡県立大学 環境科学研究所 教授	水 質
	おきの ときお 沖野 外輝夫	信州大学 名誉教授	水 質
	おりい ひてお 織井 秀夫	三峰川みらい会議 代表	地 域 ・ まちづくり
	かみじょう よしゆき 上條 純敬	天竜川漁業協同組合 代表理事 組合長	漁 業
	かみや ただし 神谷 直志	(元)静岡県余暇プランナー	地 域 ・ まちづくり
	きした ふみえ 木下 文恵	特定非営利活動法人 浜松NPOネットワークセンター	地 域 ・ まちづくり
	きたざわ しゆぶ 北澤 秋司	信州大学 名誉教授	砂 防 ・ 治 山
	きみや けんじ 木宮 健二	学校法人 常葉学園 理事長	農 業 用 水
	こすぎ さとし 小杉 達	竜洋町史編纂委員	地 域 文 化 ・ 民 俗
	ささと しやうじ 笹本 正治	信州大学 人文学部 教授	水 文 化 ・ 歴 史
	さとう しんじ 佐藤 慎司	東京大学大学院 工学系研究科 教授	海 岸
	しもだいら ひでひろ 下平 秀弘	弁護士	地 域 ・ まちづくり
	すぎやま けいいち 杉山 恵一	富士常葉大学 保育学部 特認教授	植 物
	すずき つねお 鈴木 常夫	磐田用水東部土地改良区 理事長	農 業 用 水
	すずき てつじ 鈴木 鉄二	熊野振興会 代表	地 域 ・ まちづくり
	すずき のぞむ 鈴木 望	磐田市市長	地 域 施 策
	すずき ひでき 鈴木 英樹	天竜川砂利事業協同組合 顧問	地 域 経 済
	すずき やすとも 鈴木 康友	浜松市長	地 域 施 策
	つじもと てつろう 辻本 哲郎	名古屋大学大学院 工学研究科 教授	河 川
	つちだ かつよし 土田 勝義	信州大学 名誉教授	植 物
	つみ ひさし 堤 久	天竜川総合学習館 教育担当指導員	植 物
	なかじま ぶんべい 中島 文平	砥川を愛する会 会長	地 域 ・ まちづくり
	ひらおか なおき 平岡 直樹	南九州大学 環境造園学部 教授	景 観
	ほしかわ かずとし 星川 和俊	信州大学 農学部 教授	農 業 用 水
まきの みつお 牧野 光朗	飯田市市長	地 域 施 策	
まつむら まさあき 松村 匡巖	全日本錦鯉振興会 副理事長	魚 類	
もりもと なおたけ 森本 尚武	信州大学 名誉教授	昆 虫 類	
やまだ かつみ 山田 勝文	諏訪市長	地 域 施 策	

(50音順 敬称略)

天竜川流域委員会の運営について

(趣 旨)

天竜川流域委員会（以下「流域委員会」という。）の議事を円滑に進めるために傍聴にあたってのお願いなどを定めたものです。

(傍 聴)

1. 流域委員会を傍聴される方は、会議場に入室する前に受付において「一般傍聴者受付簿」に必要事項を記入していただきます。
2. 会場内に傍聴者席を準備致しますが、会場の都合により満席の場合は入室をお断りすることがあります。
3. 傍聴者は会場内において、次の事項を守っていただきます。守っていただけない場合は、退室していただく場合があります。
 - ①委員への意見、言論への批判、賛否の表明、拍手などは遠慮願います。
 - ②意見等がある場合は、事務局にお申しで下さい。所定の用紙により意見等を述べることができます。いただいた意見等は、後日、委員へ情報提供するとともに、ホームページ等にて公表します。
なお、いただいた意見等への対応は、懇談会等で地域住民の方からいただいた意見等と併せ、所定の時期にホームページ等で公表します。
 - ③私語、談論や機器操作等の雑音等が生じる行動は遠慮願います。
 - ④会議中の立ち歩きや、会場への出入りは極力遠慮願います。
 - ⑤携帯電話の使用は遠慮願います。
 - ⑥フラッシュライトや撮影照明等を使用した撮影は遠慮願います。ただし、冒頭の委員長挨拶までそれらを使用した撮影は可能とします。
 - ⑦会議内容の筆記、録音等は可能とします。
 - ⑧その他、議事の妨げとなるようなことは遠慮願います。
4. 流域委員会は原則公開で行いますが、非公開の決議がなされた時、または委員長が傍聴されている方に退出を命じた時は、傍聴できませんので、速やかに退出していただくことになります。
5. その他、傍聴される方は事務局の案内に従っていただきます。

(情報公開)

流域委員会の資料及び議事録については、国土交通省中部地方整備局ホームページなどで公表としますが、貴重種の情報、個人情報保護法に抵触するもの等について非公表とする場合があります。

天竜川流域委員会 意見シート

ご意見等がございましたら、このシートに記入のうえ、事務局（受付）にお渡し下さい。

お住まいの市町村名	
ご意見等	

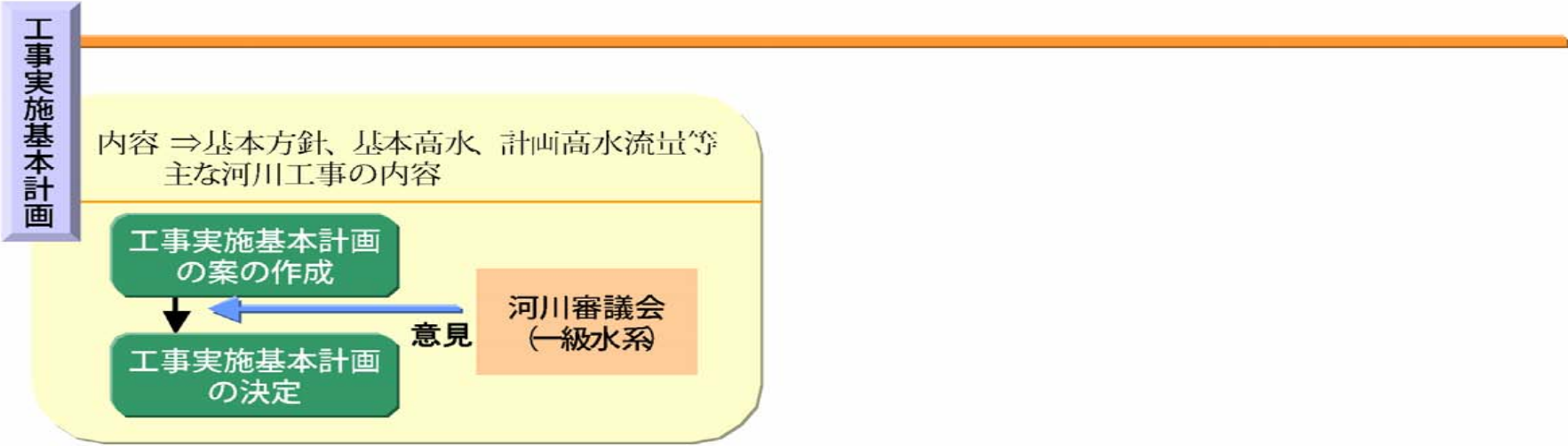
このシートにご記入、ご提出いただいた意見等は、後日、委員へ情報提供するとともに、ホームページ等にて公表します。

なお、いただいた意見等への対応は、懇談会等で地域住民の方からいただいた意見等と合わせ、所定の時期にホームページ等で公表します。

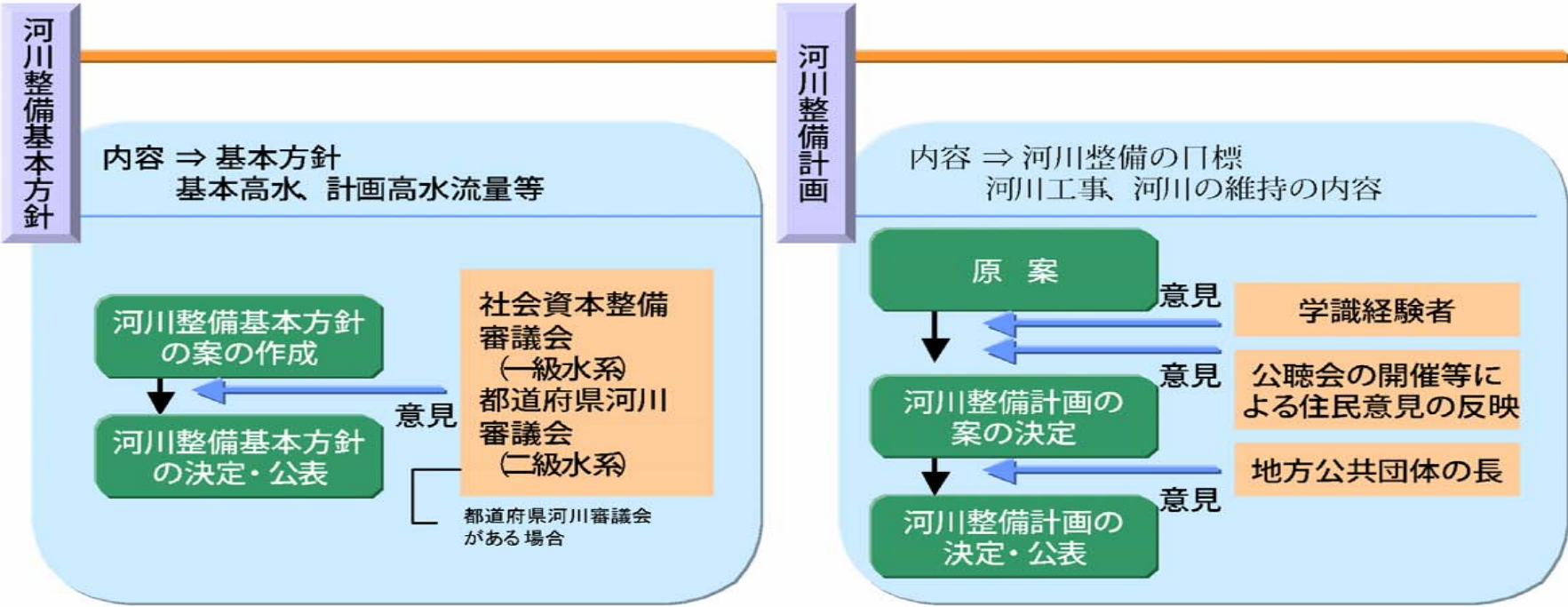
平成9年河川法改正（河川整備基本方針等策定の流れ）

- 地域の意見を反映した河川整備の計画制度を導入
- 長期目標と、20～30年間の整備計画の2本立てに変更

旧制度



新制度



河川整備基本方針及び河川整備計画の概要

	河川整備基本方針	河川整備計画
内 容	河川の整備についての基本となるべき方針	河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について当該河川の整備に関する計画
記載事項	○河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	○河川整備計画の目標
	○河川の整備の基本となるべき事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本高水並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分 ・ 計画高水流量 ・ 計画高水位及び計画横断形に係る川幅 ・ 流水の正常な機能を維持するため必要な流量 	○河川の整備の実施に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 ・ 河川の維持の目的、種類及び施行の場所
計画策定の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会資本整備審議会の意見を聴く 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学識経験を有する者の意見を聴く ・ 関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じる ・ 関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴く

第6回天竜川流域委員会 議事要旨（案）

日時：平成20年7月11日（金） 13：00～16：20

場所：名古屋国際センター ホール（別棟）

1. 開会

開会挨拶（中部地方整備局河川部長）

2. 挨拶

委員長挨拶

3. 議事

（1）第5回天竜川流域委員会議事要旨の確認

「第5回天竜川委員会議事要旨（案）」について確認されました。

（2）意見聴取の取り組みについて

第5回天竜川流域委員会以降に開催した住民との懇談会、行政への説明会の状況について確認されました。

（3）天竜川水系河川整備計画原案(案)について

主に次のような意見をいただきました。

- ・河道内樹木対策は、自治体や住民の協力が必要となってくるため、木の太さ、樹齢、密度など処理にあたっての基準を具体的に作るとよい。
- ・地域では戸草ダムの延期が最大の課題となっているため、県管理区間の河川、森林等も含め、水源域への対策をきちんと位置づけることが求められる。
- ・少し前の舟形沢の崩壊によって、三峰川等で魚の生息が心配されるような白濁状態が続いており、水源域での治水対策は清流を取り戻すうえでも大切だと感じる。
- ・地域の活動として環境や景観から河道内樹木の整備に取り組んでいるが、河川管理者が洪水対策のために河道内樹木の管理に取り組むことをきちんと位置づけることが求められる。
- ・前回の委員会で出た「環境のモニタリングを河川管理者が行う体制をとるべき」という意見に対し、「子ども達の体験活動や地域住民と共同で・・・」という記載では返答の方向が違うように感じる。
- ・天竜川ダム再編事業によって20万m³/年の土砂を流すことだけでは海岸には不十分であり、一方で「砂利採取」を行うことにより河床が低下し動植物の生息・生育環境に影響を与えるため、生物の環境を総合的に考えるとともに、養浜の不足については次の手も

欲しいと思う。

- ・生物の生息状況は流程毎、場所毎に違うので、ダム、河道掘削、樹木の伐開の問題については河川環境情報図に従い、場所毎の対策を実施して欲しい。
- ・美和ダム恒久堆砂対策の今後の整備内容は現在堆積している土砂を排砂するため、洪水時の土砂を排除するバイパストネルとは質が違い、水質や下流の生物に対する影響が変化することから、影響をきちんとモニタリングしたうえで行って欲しい。
- ・上流部の漁協組合員にとってアユが一番重要であり、白濁の問題も含めて、アユが生息できる環境について盛り込んで欲しい。
- ・天竜川を守るのは、結局、地域住民であることから、地域住民に対して天竜川流域の文化的、歴史的な意味等を訴えかける作業が重要となるため、ハード面からの河川整備とともにソフト面から心をつくりあげる人の整備も盛り込んで欲しい。
- ・美和ダム上流の崩壊への対応をはじめ、30年間の整備計画の中で何をまず緊急的に実施していくのかといった、住民が一番気にしている順序立てについてもある程度盛り込むことができないか。
- ・今後の30年間の整備計画の中で、釜口水門からの放流量が500m³/sとなっているが、上下流の問題はあるが、諏訪湖周辺の浸水被害の状況や諏訪湖下流の河川改修の手間を考慮すれば600 m³/s放流が望まれる。
- ・諏訪湖の水質は長野県の湖沼の中ではワースト1で、河川のワースト5には天竜川が4箇所含まれていることから、原因となる諏訪湖の水質の改善が重要であり、具体的手立てをもう少し明確にして欲しい。
- ・天竜川における歴史的な形や存在を指標することが、今後の景観や環境を考えていくうえでの参考になることから、高度成長期より少し前の方がたくさん川に出かけていたレジャーブームの頃の写真集を作成しているように、貴重な記録として残すことを今後も考えて欲しい。
- ・治水、環境、利水、土砂管理の間で生じる矛盾、上流と下流、地域と地域などで生じる矛盾を解決に導くような仕掛けをもう少し具体的に盛り込むことが望ましい。
- ・流域における森林、農地、都市といった河道以外における河川整備計画で解決できない課題もあることを明記するようにして欲しい。
- ・これまでも懇談会等で住民との情報の共有化に取り組んでもらっているが、まだ十分に届いていないところもあると思われ、また洪水時の対応も含めて関係機関との連携を図るためにも、更なる情報の共有化を図って欲しい。
- ・地元で天竜峡の再生を進めていく中で、天竜川の文化的な価値を見直す動きが出てきており、その1つの事例として三遠南信自動車道のICの名前を旧字体の“天龍峡”としたことを紹介する。
- ・整備計画の30年間というのは時間的に長すぎるので、スケジュールの具体案を示すことが住民にはわかりやすい。
- ・川の風景という視点で天竜川を観ると、植生や土砂管理はもとより治水、生態系等の環

境問題にも非常に関連しており、整備計画の中でひとつのキーとなるのではないかと思います。

- ・実施内容の目的が治水、環境、維持管理、総合土砂管理の何れなのか、実施主体は河川管理者なのか住民であるべきなのか、進め方は計画的になのかモニタリングをしながらなのかといった仕分けがわかりにくいところがあるように思う。
- ・機能追求型でどんな機能があればよいかを検討してきているが、選択したものが及ぼす影響を把握すること、抜け落ちたものをどのように対応していくかが重要なポイントとなると思う。
- ・土砂の堆積、海岸侵食、環境がどのように関連しているのか地域住民に具体的に説明できれば共通認識ができるのではないかと思います。今後とも、モニタリングを継続しながら地域住民に説明し、状況に応じて対策を講じていくといった情報共有が重要と思う。
- ・佐久間ダムからの土砂を流下させるためには、秋葉ダムの土砂の流下方法も検討しておく必要があるのではないかと。秋葉ダムにおいて洪水時に水位を下げて一気に土砂と洪水を流すことは、ダム湖上流の道路や宅地の地盤沈下、護岸の倒壊等につながる恐れがあるのではないかと。砂利採取と合わせた湖外搬出方法でダム湖の河床維持、適切で安定的な河床管理を目指すべきではないかと。
- ・一度の台風で防風林の根が出るなど海岸線が後退しており、防災としての対策が必要になってきている。こうした現状や対策については、地域住民との情報の共有化をしながら進めて欲しい。
- ・地域でいろいろな活動をする場合に、堤防を多目的にうまく利用できるよう考えて欲しい。
- ・最近では四輪駆動車やジェットスキーによるレジャーなど、昔と比べて川との親しみ方が変化していると感じる。
- ・天竜川の水はおいしいお米の源となっているため、きれいな水質にして欲しい。
- ・石油や食料のように、日本の良い水が外資の投機対象とされないよう、法的に防ぐことなどを考えて欲しい。
- ・景観を考える時に天竜川八景など仕掛けをしていってはどうか。
- ・天竜川からの土砂供給が御前崎から伊良湖岬までの国土を形成してきたが、現在それが急激な変化の時期を迎えており、どう方向付けるかが重要となっている。川と海との土砂輸送の面でのつながりをしっかりと記載し、排除した河道内の堆積土砂を養浜材として活用するなどの具体策も盛り込んで欲しい。
- ・利水について、これまではソフト的な対策がうまくいかず、ハード面で補わざるを得なかったという歴史があるが、今後の人口減少化の中で経済的に厳しくなることも勘案していく必要があると思う。
- ・良好な山林づくりについては、水源涵養や土砂流出の抑制といった保安林の整備を主眼とし、治山も加えて林野行政との連携にするとよりふさわしくなると思う。
- ・天竜川本川の水が農業用水を通じて安間川までつながっていることも踏まえ、あらゆる

地点でモニタリングしていく配慮が欲しい。

- ・砂浜を元に戻すのは30年後といわずもっと短期間で何とかして欲しいというのが地元住民の実感となっている。自然の営力に加え、人の手を入れる両方の対応が必要だし、実施してみて戻らなかった時の対応も考えて欲しい。
- ・サイクリングロードの整備など環境への配慮が記載されているが、堤防上の車の通りが多く、河原に近づき難い状況となっているため、子ども達が徒歩で超えられるような対策を練って欲しい。
- ・ダム上下流の魚の往来に関して、困難ながらも調整を図るといのは評価できるが、仔魚に必要な冷たいダムの水の放流などダムの運用の工夫にも踏み込んで欲しい。
- ・附図は、環境情報図の上に事業内容を記載して作成するか、もしくは生物の生息・生育状況を書き込むかして欲しい。
- ・長野県レッドリストでアユは野生絶滅と分類されており、生活史が全うできなければ生息とは言えないため、「アユの生息」は訂正すべき。
- ・天竜川ダム再編事業には土砂のみに視点が行っており、水や生物の問題に触れられていない。魚がのぼりやすい川づくりの施策での経緯も踏まえ、すぐの解決は無理としても課題としては記載して欲しい。
- ・美和ダムの洪水調節機能のために行うという表現でなく、上流部の洪水対策も担保することも併せて表現して欲しい。
- ・新たな美和ダム再開発事業が美和ダム上流部の超過洪水対策としてどのように役立つのかを整理できないだろうか。

(4) 大規模事業等について

大規模事業等の内容について確認されました。

(5) 今後の進め方について

今後の進め方について確認されました。

4. 閉会

以上

天竜川水系河川整備計画策定の進め方(概念的フロー図)

